令和８年度鹿角市障害者就労施設等優先調達方針

令和８年４月１日決定

１　方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（通称：障害者優先調達推進法。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に関し必要な事項を定め、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

２　方針の対象範囲

この方針の適用範囲は、鹿角市が発注するすべての物品等について適用する。

３　物品等の品目（下記に記載のないものであっても、調達可能な物品等を対象とする。）

	品目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具・事務用品・用紙・封筒・ゴム印・書籍　など
	② 食料品・飲料	パン・弁当・おにぎり・麺類・加工食品・菓子類・飲料・コーヒー・茶・米・野菜・果物　など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具・食器類・絵画・彫刻・木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品・おもちゃ・人形・楽器・各種記念品・清掃用具・防災用品・非常食・花苗　など
	④ その他の物品	机・テーブル・椅子・キャビネット・ロッカー・寝具・器物台・プランター・車いす・杖・点字ブロック　など
役務	⑤ 印刷	ポスター・チラシ・リーフレット・報告書・冊子・名刺・封筒などの印刷
	⑥ クリーニング	クリーニング・リネンサプライ・布団乾燥・消毒など
	⑦ 清掃・施設管理	清掃・除草作業・施設管理・駐車場管理　など
	⑧　情報処理･テープ起こし	ホームページ作成･プログラミング･データ入力･集計･テープ起こし　など
	⑨　飲食店等の運営	売店・レストラン・喫茶店　など
	⑩　その他のサービス・役務	仕分け・発送・袋詰・包装・梱包・洗浄・解体・印刷物折り・おしぼり類折り・筆耕・文書の廃棄（シュレッダー）・資源回収・分類　など

4　物品等の調達目標

障害者就労施設等から調達する物品等の調達については前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

5　調達実績の公表

鹿角市は、毎年度、調達実績をホームページで公表するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

6　調達の推進方法

（1）障害者就労施設等が提供できる物品等については、施設等からの情報をもとに庁内各課等に情報提供を行う。

（2）障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令及び鹿角市財務規則による随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に活用するものとする。

（3）調達に際して物品等の発注の際には、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定、発注量の考慮等に努めるとともに、物品等の性能、規格その他必要な事項について、障害者就労施設等に対する十分な説明に努めるものとする。

7　方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。